

令和3年1月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年1月20日(水) 午前9時00分～9時40分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
4番	三野 久米吉		
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
13番	吉田 昌治	14番	川田 一博
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

欠席委員

3番 猪熊 幸雄

傍聴推進委員

13番 綾野 富夫

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川 英樹
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	8,403	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	19	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	6件	田 畑	2,435 6,598.03	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	4件	田 畑	37 5,373	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	14件	田 畑	18,964.30 5,435	m ² m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請	2件	畑		m ² m ²
第8号議案	農地法第3条の規定による競売買受適格証明願	1件	田	4,308	m ²
報告第1号	合意解約	2件	田 畑	3,745	m ² m ²

令和3年1月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より1月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 32件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、猪熊委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 4番 三野委員さんと5番 梶野委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番 富木田委員さん、2番 山下委員さんと私で、1月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 129㎡ 外2筆 計737㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売と自家消費を目的としています。

2番、・・・、面積 991㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 1,054㎡外3筆 計3,538㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲・露地野菜で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積1,848㎡ 外1筆 計3,137㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4

件のうち、4番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

まず1番から3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

1番の案件で、譲受人は女性の方ですが、この方以外で一緒に農業される方はいますか。

事務局書記

息子さんと一緒に耕作しています。

会長職務代

他にありませんか。

各委員

(委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて4番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理

4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)
【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積19㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 住居の隣接地であり、当申請地に昭和51年ごろにから駐車場と庭を造成し宅地として利用していました。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 周辺に農地はなく、土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」

1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供しますが6番については、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」と関連しておりますので、1番から5番までと6番を分けて審議を進めます。

それでは、1番から5番までを議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から5番までについてご説明いたします。

1番、・・・、面積10㎡ 外2筆 計372㎡、【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅 用地

申請理由 借り人は、現在賃貸住宅に居住しているが、4月に出産を控えて手狭になると考え住宅建築を計画したところ、父親の所有する土地に使用貸借権を設定することで、転用申請に至った。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積371㎡、【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在賃貸住宅に居住している。子供の成長に伴い手狭となってきたので住宅建築を計画したところ、申請地は実家の隣接地でもあり、農業の協力も便利であると考え、父が所有する申請地で今回の計画に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 登記：1940㎡ 実測：2878.34㎡ 外3筆 計5376.03㎡

無断転用の有無 なし

転用目的 花崗土採取による農地造成

申請理由 申請地は、一時転用の許可を令和3年3月7日まで受けている。申請地および周辺の山林で花崗土採取を行っておりますが事業区域の拡大もあり、再度、3年間の一時転用を計画したところ、貸し主との話がまとまり申請に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積1,692㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

5番、・・・、面積191㎡ 外1筆 合計324㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、岩黒の出身であり老後の生活は地元で過ごそうと計画。親類も近隣にいるため住宅の新築を計画したところ、土地所有者と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

申請地は土地改良区および水利組合がない地域であるが、地元自治会から同意を得ており、調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

木下委員

3番の案件ですが、畑の面積が登記、実測、うち実測と書かれていますが、一時転用する面積はどう見るのですか。

事務局長補佐

3番の案件は4筆ありまして、全部転用する筆と一部を転用するものがあります。

実測して登記面積と違うものは、実測と書いています。斜面なので、登記面積と実測が違うようです。

木下委員 今回申請にあたり測量したら、面積が違うことが分かったのですか。

事務局長補佐 この申請は2回目なので前回の申請時に測量し、登記面積と違うことが判明しました。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件につきまして原案どおり承認し、うち4件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、3番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、1月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および関連する第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」2件を合わせて議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

(3号議案6番) 第7号議案1番2番関連

面積 259㎡ 外1筆 計898㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、本社を西大浜南に構えて、解体工事業を営んでいます。また林田町に作業事務所を保有している。

令和2年6月1日および12月18日に、今回申請をする隣接地の農地転用許可を受けている。かねてより、市道に面している等で利便性のある申請地の取得交渉を続けていたところ所有者と合意したため、事業用地に編入することで土地の有効利用を図ろうと計画し申請に至る。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 風致地区の指定を受けているため、市都市整備課と協議を進めております。なお、風致地区は、都市における風致を維持するために定められている、都市計画法の地区であり、良好な自然的景観維持のため、建築等の行為が規制されています。

続きまして 第7号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について、説明します。議案書の10ページおよび11ページをご覧ください。1番2番は申請者が同一なのでまとめて説明します。

1番、・・・面積 62㎡ 外9筆 計3063㎡

2番、・・・面積 285㎡ 外5筆 計1912㎡【議案読み上げ】

転用目的 資材置場、車両置場、駐車場 用地

申請理由 申請人は、令和2年6月1日に最初の許可を受け、その後事業区域の拡張を計画したため12月18日にも農地転用許可を受けている。今回、3号議案6番のとおり、隣接する農地の所有者と取得交渉を続けていたところ話がまとまり、事業区域の拡張を行うに至った。

また、事業計画変更後の合計面積は、全体で5,873㎡になります。

なお、事業区域の拡張を行うことにより、今回で2回目の計画変更となりますが、現在のところ、今後の計画変更の予定はありません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

吉田委員

風致地区について説明がありましたが、景観を保つために規制がかかっているのだと思いますが、この規制は都市整備課が規制をかけているのですか。

事務局長補佐

担当は都市整備課になり、都市計画法で風致地区というのを定めており、建物を建てる際に規制がかかります。

会長職務代理

他にありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」4件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番から4番については現地調査を実施しておりますので、1番2番については 1番 富木田委員さん、3番4番については、 2番 山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

富木田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積16㎡ 外1筆 合計37㎡ 【議案読み上げ】

申請理由 昭和45年より、隣接する農道を拡幅して利用しているためです。

2番、・・・、面積97㎡外6筆 合計 1,850㎡【議案読み上げ】

なお、この3筆につきましては、あたりが山林化しており、現地まで行くことが困難であったため、下からと併せて航空写真で確認しております。

申請理由 申請地は20年以上耕作しておらず、現在山林化し農地への再生が困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい近隣耕作者からの証明書の添付もあります。

以上です。

山下委員

3番、・・・、面積2,617㎡【議案読み上げ】

申請理由 申請地は20年以上耕作しておらず、現在山林化し農地への再生が困難なため。以前はみかん畑だったと思われそうですが、現在はクヌギ等雑木林になっておりまして、農地への回復は困難だと判断しました。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい近隣耕作者からの証明書の添付もあります。

4番、・・・、面積92㎡外5筆 合計 906㎡、【議案読み上げ】

申請理由 昭和27年の農地法施行以前から事業所用地として利用しているものがあります。

申請理由についての証明 昭和24年に有権移転された記載のある土地登記事項証明の添付があります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま富木田委員さん、山下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

1番から4番につきまして、先ほどの富木田委員さん、山下委員さんのご説明とおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」4件につきまして原案とおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」14件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積333㎡ 外1筆 計608㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 1番と関連しています。

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積1,848㎡ 外1筆 計3,137㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 4番と関連しています。

備考 利用権 賃借権の解消

以上、合意解約の説明です

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件について、なにかご質問はありませんか。

各委員

(委員による確認)

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これをもちまして1月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時40分終了